

(公財)いしかわ女性基金

令和4年度活動支援事業 コミュニティサロン開催支援実施要綱

1 趣 旨

(公財)いしかわ女性基金(以下、「基金」という。)は、女性をとりまくさまざまな課題について、多くの方々が気軽に意見交換できる機会を提供するため、石川県女性センターを活用して、女性団体・グループ(以下「団体等」という)が主催するコミュニティサロンの開催に要する経費のうち、講師等に係る**謝金及び旅費を助成**する。

2 助成対象

- ・対象活動は、団体等が主催するコミュニティサロンで、団体等の人数が5人以上であること。
- ・開催場所は石川県女性センターとすること。(会議室の予約は主催者側ですること)
- ・対象経費は、講師、託児用保育士の**謝金及び旅費(交通費・宿泊費)**で、団体等が負担するものとする(団体等内部講師は除く)。

3 助成限度額

助成額は3万円を限度とする。(3団体程度)

(注)講師等の謝金及び旅費については別紙に定めるものとする。

4 応募条件

- (1) コミュニティサロンが特定の政治的・宗教的活動又は営利・営業目的でないこと。
- (2) 団体等が石川県内を活動の拠点としていること。
- (3) 応募は1団体等につき1回とし、予算額に達し次第事業を終了する。

5 申し込み

チラシ裏面の「コミュニティサロン開催支援申込書」(様式1)に記入のうえ、必要書類を添付して下記まで申し込むこと。申込書類を審査し、適当と認められた場合は、助成額を決定し、助成金の決定通知書を基金から交付する。

<申込時期>

随時(研修会等の開催日の概ね1ヵ月前)

<申込先>

〒920-086

金沢市三社町1-44 石川県女性センター内

(公財)いしかわ女性基金 TEL (076)234-1112 / FAX (076)234-1130

6 実施報告

研修会等の実施団体等は、実施後2週間以内に「コミュニティサロン実施報告書」(様式2)及び「支出経費一覧表」(様式3)に必要書類(領収書(原本)、写真、当日の配布資料等)を添付して提出すること。実施報告書類を審査し、適当と認められた場合は、助成額を確定し、助成金の確定通知書を基金から交付する。

7 助成金の支払

助成金は、原則としてコミュニティサロンの終了後、上記「コミュニティサロン実施報告書」等実施報告書の提出及び基金からの確定通知書交付後に支払うものとする。
申請者は、確定通知書を受領後速やかに「請求書」（様式4）を提出すること。

8 その他

- ・支援事業は「(公財)いしかわ女性基金」の助成を受けていることを明示すること。
- ・助成決定した支援事業については、基金ホームページ上にて公表する。
- ・助成決定額の増額変更は原則として認められないので、経費見積書作成の際には注意すること。

(公財) いしかわ女性基金 令和4年度活動支援事業 コミュニティサロン開催支援

講師等謝金及び旅費について

助成額は原則として、以下のとおりとなります（申込団体が基準を超えて支払うことを妨げるものではありません。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。）

1 県内の講師等の謝金

◇講師謝金

大学教授相当 6, 200円/時間 1日31, 000円まで

大学准教授相当 5, 100円/時間 1日25, 500円まで

その他の教員相当 3, 100円/時間 1日15, 500円まで

◇託児保育士謝金 1, 500円/時間

※ 講師・保育等に要する時間（託児保育については対象行事の開催時間に前後30分ずつを加えた時間が上限）を対象とします。

※ 30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げとします。

（複数回にわたり講師等を依頼する場合は、合計時間を切り捨て又は切り上げ）

※ 県外講師の謝金については、事務局へお問い合わせ下さい。

2 旅費の上限

◇交通費 公共交通機関（電車、バス等）の利用料金で、県の旅費条例及び規程に準じた額

・ガソリン代、有料道路利用料金等は対象外とします。

◇宿泊費 1泊9,800円以内

・事業の実施のために講師等の宿泊が必要であると認められる場合に限りです。